

## 熊本県 CALS/EC 推進協議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県 CALS/EC 推進協議会（以下「推進協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、推進協議会長が別途定めるものとする。

(傍聴の受付等)

第3条 推進協議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ推進協議会開催予定時刻までに、推進協議会事務局の所定の場所で、「傍聴者名簿」（別記様式第1号）に氏名、住所を記入し、傍聴の受付をしなければならない。

2 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了するものとする。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴人は、軸局職員の指示に従い入場しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、所定された場所での傍聴しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条の規定により撮影し、又は録音することにつき、推進協議会の会長の許可を得た者を除く。

(2) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議事等に関し、意見や質問を行わないこと。

(2) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(3) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等の撮影、録音等をしてはならない。ただし、推進会議開始前までに推進協議会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(事務局員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成15年8月21日から施行する。

(様式第1号)

## 熊本県CALS/EC推進協議会「傍聴者名簿」

傍聴を希望される方は、下記に氏名、住所をご記入してください。

氏名(会社名等)	住所	備考

(備考) 傍聴される方は、下記事項をお守り下さい。

### 傍聴される方へ

- 傍聴される方は、開始予定時刻の5分前までに入場して下さい。
- 事務局員の指示に従ってください。
- 推進協議会では静粛にし、次の事項を守ってください。
  - 議事等に関し、意見や質問を行わないこと。
  - 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
  - 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
  - 飲食又は喫煙をしないこと。
  - みだりに席を離れないこと。
  - 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
  - 携帯電話等は、音の出ない状態にすること。
- 写真撮影、録音等をしようとするときは、許可が必要ですのであらかじめ事務局員に申し出てください。
- 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。